

市民生活

生ごみ肥料化容器購入に補助金が出ます

市では、生ごみリサイクルを進めるため、生ごみ肥料化容器の購入に補助をしています。補助金額は購入金額の2分の1です。なお、購入前に申請が必要です。詳細は、パンフレット(市役所1階ロビー、七生支所、豊田駅連絡所、クリーンセンター)にありをご覧ください。(こみゼロ推進課 ☎581・0444)

ドッグランの利用時間が夏時季になります

ドッグランの利用時間が7月1日(火)～8月20日(水)午前9時～午後7時になります。また、8月21日(木)～9月10日(水)が午後6時まで、9月11日(木)からは午後5時までとなります。鎖をしないで犬の散歩、公園などでの放し飼いは禁止されています。飼犬の糞尿は、飼い主が責任をもって始末しましょう。(環境保全課)

後期高齢者(長寿)医療制度

後期高齢者(長寿)医療制度・保険料通知書を発送します。対象は、6月までに後期高齢者医療の資格を取得した方です。

①計算方法…個人単位で計算(表1を参照) ②保険料の軽減(表1を参照) ③加入者及び世帯主の総所得金額等段階的に軽減が適用(表2参照) イ所得割額の軽減…東京都独自の制度です。加入者の

●保険料の計算方法 表1

均等割額=37,800円(世帯の所得により軽減あり)
所得割額={総所得金額等-33万円(基礎控除)}×0.0656
年間保険料=均等割額+所得割額

●均等割額の軽減 ※国の特別対策実施により変更の場合があります。表2

軽減割合	均等割額	総所得金額などの合計額
7割	11,340円	総所得金額等の合計=33万円(基礎控除)以下の場合
5割	18,900円	総所得金額等の合計=33万円(基礎控除)+(24.5万円×世帯主を除く被保険者数)以下の場合
2割	30,240円	総所得金額等の合計=33万円(基礎控除)+(35万円×被保険者数)以下の場合

※公的年金所得がある方は、総所得金額などの合計額からさらに15万円が控除されます

●所得割額の軽減 ※国の特別対策実施により変更の場合があります。表3

旧ただし書き所得(公的年金収入の場合)	所得割額の軽減割合
15万円(公的年金収入168万円)まで	所得割額を全額減額
20万円(公的年金収入173万円)まで	所得割額を75%減額
40万円(公的年金収入193万円)まで	所得割額を50%減額
55万円(公的年金収入208万円)まで	所得割額を25%減額

※「旧ただし書き所得」とは、総所得金額などから33万円を引いた金額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)

「旧ただし書き所得」は、収入額の分かる書類を持参し(平成20年1月1日現在市内在住の方で市民税

判定の結果、負担割合などが変更になる方には8月1日までに新しい後期高齢者医療被保険者証を送付します。3割負担の方は申請で負担割合が変更される場合があります。平成19年中の収入額の合計が表5の条件を満たしている場合、申請により翌月から負担割合などが変更される場合があります。

①年金天引きの方:4月から年金天引きが行われた方が対象
②納付書払いの方:納入通知書に同封の納付書で支払います。これから後期高齢者医療制度に加入する方
保険証は、誕生日の前日まで

医療機関などで受診される際、所得の状況に応じて、かかった医療費の1割または3割の一部負担金をお願いしております。負担割合は、8月1日を基準日として、平成20年度住民税課税標準額により判定します(表4参照)。

判定について
医療機関などで受診される際、所得の状況に応じて、かかった医療費の1割または3割の一部負担金をお願いしております。負担割合は、8月1日を基準日として、平成20年度住民税課税標準額により判定します(表4参照)。

平成19年中の所得が減って所得税が課されなくなった方は申告を7月1日から申告受付
平成19年中の所得が減り、所得税が課されなくなった方は、平成19年度分市・都民税を税源移譲前の税額に減額されます。この減額措置を受けるには、申告が必要です。

平成19年度市・都民税の合計課税所得金額(分離課税分を除く)が所得税との人的控除額の差(表2)を超え、平成20年度市・都民税の合計課税所

あるいは所得税の申告をされた方は不要、申請してください。該当すると思われる方に申請書を送付します。
後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証を窓口で提示すると、入院時の食事代(療養病床の入院時の食事代を含む)が減額され、窓口で支払う医療費の自己負担限度額も減額されます。認定証の交付を受けるには、申請が必要です(表6参照)

平成19年度市・都民税の合計課税所得金額(分離課税分を除く)が所得税との人的控除額の差(表2)を超え、平成20年度市・都民税の合計課税所

平成19年中の所得が減少し、所得税が課されなくなった方は申告を7月1日から申告受付
平成19年中の所得が減少し、所得税が課されなくなった方は、平成19年度分市・都民税を税源移譲前の税額に減額されます。この減額措置を受けるには、申告が必要です。

平成19年中の所得が減少し、所得税が課されなくなった方は申告を7月1日から申告受付
平成19年中の所得が減少し、所得税が課されなくなった方は、平成19年度分市・都民税を税源移譲前の税額に減額されます。この減額措置を受けるには、申告が必要です。

平成19年中の所得が減少し、所得税が課されなくなった方は申告を7月1日から申告受付
平成19年中の所得が減少し、所得税が課されなくなった方は、平成19年度分市・都民税を税源移譲前の税額に減額されます。この減額措置を受けるには、申告が必要です。

平成19年中の所得が減少し、所得税が課されなくなった方は申告を7月1日から申告受付
平成19年中の所得が減少し、所得税が課されなくなった方は、平成19年度分市・都民税を税源移譲前の税額に減額されます。この減額措置を受けるには、申告が必要です。

平成19年中の所得が減少し、所得税が課されなくなった方は申告を7月1日から申告受付
平成19年中の所得が減少し、所得税が課されなくなった方は、平成19年度分市・都民税を税源移譲前の税額に減額されます。この減額措置を受けるには、申告が必要です。